

No.	質問	回答
1	補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。	令和6年12月1日時点で、HP記載の対象サービスの指定等を受けており、かつサービスを提供している者(医療みなし事業所については、国保連合会の令和5年12月審査分から令和6年11月審査分までで利用実績がある者)が対象となります。令和6年12月1日時点で休止中の事業所や申請時点で廃止している事業所は対象となりません。
2	補助対象サービスにないサービス種別は、対象外ですか。	対象となるサービスはHP記載のとおりであり、以下のサービス種別は本事業の対象ではありません。 ・(特定)福祉用具貸与(販売) ・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム
3	介護予防サービスは、補助対象となりますか。	介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスと一体とみなします。
4	医療みなしの病院・診療所・薬局は補助対象ですか。	国保連合会の令和5年12月審査分から令和6年11月審査分までで利用実績がある施設・事業所が対象となります。
5	補助の申請は事業所・施設毎になりますか。	介護保険事業所番号ごとの申請となります。なお、振込先口座が同一の場合、複数事業所分を法人単位でまとめて申請可能です。
6	同一の介護事業所番号で複数回申請できますか。	同一の介護事業所番号での申請は、原則1回のみとなります。
7	一つの事業所(介護保険事業所番号)で複数サービスの指定を受けている場合は、どうなりますか。	一つの事業所(介護保険事業所番号)で複数サービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスごとに計算されます。ただし、訪問系のサービスを複数指定を受けている施設・事業所においては、基準上の設備を共有する場合は、1つの施設・事業所と取り扱います。
8	小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は泊まりと通いの定員がありますが、申請はどうなりますか。	泊まりと通いの定員それぞれで補助金額を算定します。
9	特定施設入居者生活介護や医療みなし指定の施設・事業所の定員数の取扱いはどのようにすればいいですか。	国保連合会の令和5年12月審査分から令和6年11月審査分までの利用実績に基づき県で算出した人数とします。
10	入所系サービスにおいて、短期入所療養介護の定員数の取扱いはどのようにすればよいですか。	短期入所療養介護の定員数は、各本体の入所系サービスの定員に含まれます。

No.	質問	回答
11	養護老人ホームと軽費老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、申請はどのようにすればよいですか。	県HPに、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム事業者番号(物価高騰対策一時支援金用)」を掲載していますので、そちらの番号で申請してください。
12	訪問系のサービスを提供している施設・事業所において、複数サービスの指定を受けており、指定の住所が同一のため、1つの施設・事業所として補助金額が計算されていますが、基準上の設備を共有していない場合はどうすればよいですか。	基準上の設備を共有していないかどうか確認した上で、補助金額を決定しますので、連絡をお願いします。 コールセンター:050-3310-7112 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
13	表示されている定員が違う場合は、どうすればよいですか。	指定上の定員を確認するため、連絡をお願いします。 コールセンター:050-3310-7112 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
14	表示されているサービス種別のうち一部のサービスが廃止となっている場合はどうすればよいですか。	対象外のサービスを除いた額で申請いただく必要があるため、連絡をお願いします。 コールセンター:050-3310-7112 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
15	申請には、原油価格や物価高騰による影響額が分かる証拠書類の添付は必要ですか。	証拠書類の提出は不要です。
16	障害と同一の事業所・施設か否かについては、どのように判断すればよいですか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断してください。 ※例えば、同一敷地内に通所介護事業所(介護)と生活介護事業所(障害)とがある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、『高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金(本事業)』と『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』いずれか一方のみの申請となります。
17	同一の事業所・施設が、本事業と『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』の両方の補助を受けることはできますか。	基準上の設備を共有する事業所・施設であって、『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』の補助を受ける場合は、本事業の補助を受けることはできません。
18	同一の事業所・施設が、本補助金と市町が実施する物価高騰対策の補助金の両方を受けることはできますか。	可能です。
19	令和6年度以前に実施された物価高騰対策関連支援金事業の補助を受けた事業所・施設が本事業の補助を受けることは可能ですか。	可能です。

No.	質問	回答
1	事業の目的は何ですか。	昨今の光熱費・食費等の高騰に対応し、高齢者施設・障害者施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給します
2	当支援金は使用用途の決まりはあるか。受給後に別途、使用用途の報告を県にする必要はありますか。	支援金の用途の決まりはありません。また、受給後の実績報告等も必要ありません。
3	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する高齢者福祉施設についても給付対象となりますか。	兵庫県内に所在する高齢者施設・障害者施設等を給付の対象としていますので、県外に所在する高齢者施設・障害者施設等は対象となりません。なお、運営法人が県外に所在している場合は、高齢者施設・障害者施設等が県内(政令市・中核市に所在する施設等は対象外)に所在していれば給付の対象となります。
4	事業所住所が異なる場合、どうすればよいですか。	指定上の住所を確認するため、連絡をお願いします。 コールセンター:050-3310-7112 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
5	実績報告書を提出する必要はありますか	実績報告書を提出する必要はありません。
6	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	原則、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座を指定してください。 申請者(法人名義・ご本人名義)と口座名義人が異なる口座に振り込みをご希望の場合は電子申請の場合は「受取口座」項目に✓をお願いします。 郵送申請の場合は「受領については下記の口座名義人に委任する。」に✓をお願いします。
7	給付金の受け取りを関連会社や個人、第三者等に委託し、その者を名義とする口座を振込先口座としていいですか。	原則、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座を指定してください。 申請者(法人名義・ご本人名義)と口座名義人が異なる口座に振り込みをご希望の場合は電子申請の場合は「受取口座」項目に✓をお願いします。 郵送申請の場合は「受領については下記の口座名義人に委任する。」に✓をお願いします。

No.	質問	回答
8	電子メールやFAXで申請できますか。	できません。申請は、WEB申請、又は郵送でお願いします。
9	申請後の流れは、どのようになりますか。	事務局で申請を受け付け後、審査を行います。内容に不備が無い場合は、交付決定通知をメールにて送付後、支援金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願います。
10	交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。	申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みします。給付金の振り込みについては、申請件数の状況にもよりますが、申請から約1か月程度を見込んでいます。
11	申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。	事務局側で修正可能な状態に差し戻しますので、連絡をお願いします。 コールセンター：050-3310-7112 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]